

## ビジネス著作権検定® 初級問題集 改訂内容のご案内

2019年4月1日に「学校教育法等の一部を改正する法律」に伴う著作権法改正および、2019年7月1日に「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」に伴う著作権法改正が施行されました。この法改正に伴い、『ビジネス著作権検定上級問題集(第7版第1刷発行日:2017年5月31日)』の記載内容のうち、変更になった箇所があります。詳しくは、以下の<改訂内容対応表>にまとめましたので、内容を置き換えて学習をしてください。

※なお、詳細は文化庁サイト(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/index.html>)をご確認ください。

## &lt;改訂内容対応表&gt;

該当箇所	改訂内容(下線部分)	初級問題集(第9版第1刷)内容
練習問題 正答・解説 p. 52 問題30	<u>未公表</u> の著作物を公表するかどうかを決定することができる権利を公表権(18条)という。また、 <u>著作者は著作物をいかがわしい看板などに利用されない名誉・声望を保持する権利を持つ(113条7項)</u> 。これらの権利は、他人に譲渡することができないとされる(59条)。 以上より、正答はアとなる。	<u>未公表</u> の著作物を公表するかどうかを決定することができる権利を公表権(18条)という。また、 <u>著作者は著作物をいかがわしい看板などに利用されない名誉・声望を保持する権利を持つ(113条6項)</u> 。これらの権利は、他人に譲渡することができないとされる(59条)。 以上より、正答はアとなる。
練習問題 正答・解説 p. 52 【関連条文】	<著作権法113条7項> 著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす。	<著作権法113条6項> 著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす。
練習問題 正答・解説 p. 53 問題33	イについて、第33条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第33条の2第1項、 <u>第33条の3第1項又は第34条1項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるものは、同一性保持権の適用を受けない(20条2項1号)</u> 。教科書に掲載するにあたり、難しい漢字をひらがなに変更することは、学校教育目的上やむを得ない用字の変更にあたるので、係る変更は著作者の同一性保持権を侵害しない。	イについて、第33条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第33条の2第1項又は第34条1項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるものは、同一性保持権の適用を受けない(20条2項1号)。教科書に掲載するにあたり、難しい漢字をひらがなに変更することは、学校教育目的上やむを得ない用字の変更にあたるので、係る変更は著作者の同一性保持権を侵害しない。
練習問題 正答・解説 p. 65～66 【関連条文】	<著作権法33条1項> 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、 <u>教科用図書(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三十四条第一項(同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。))に規定する教科用図書をいう。以下同じ。)</u> に掲載することができる。	<著作権法33条1項> 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書(小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書であって、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。以下同じ。)に掲載することができる。

以上